

「横浜市浄化槽指導要綱」の制定案の概要

1 趣旨

建築物の用途や規模に対して適切な機能を発揮し得ない浄化槽の設置を未然に防ぐため、浄化槽の設置・維持管理に関する行政指導事項及び庁内の事務取扱について、既存要綱を再構成・統合し、「横浜市浄化槽指導要綱（以下、「指導要綱）」として整理します。本指導要綱は新たな規制を設けるものではなく、既存運用の明確化を目的としています。

2 要綱の概要

既存の「横浜市浄化槽指導基準（以下、「指導基準）」及び「横浜市浄化槽事務取扱要綱（以下、「事務取扱要綱）」の規定から、法令の規定と重複しない本市独自の行政指導事項に本市の事務取扱を統合し、主に次の内容を定めます。

- ・ 浄化槽の設置にあたり、建築基準法の規定による建築確認申請が必要な場合は、浄化槽の設置者が浄化槽の構造や規模等を明らかにした設置計画書を浄化槽担当部局である当課に事前に提出します。
- ・ 浄化槽の処理対象人員の算定方法、浄化槽法に基づく届出時の様式等を定めます。

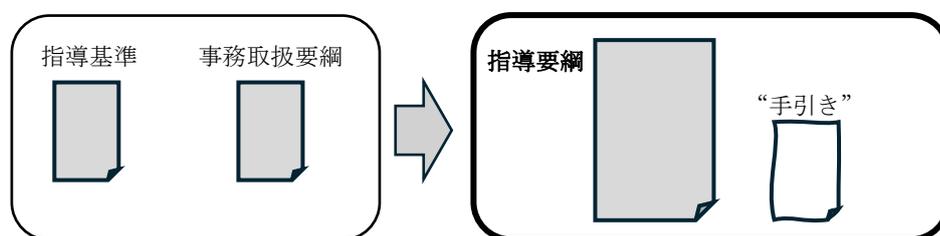
3 背景

現在、浄化槽の設置者が行う手続や遵守事項等は「指導基準」に規定していますが、浄化槽法等の法令の規定と重複する内容や“基準”とはいえない案内も含まれています。

また、浄化槽の設置に関係する庁内の事務取扱については、別途「事務取扱要綱」に定めています。

そこで、「指導基準」と「事務取扱要綱」の内容を整理・統合し、新たに「指導要綱」として制定します。

「指導要綱」の制定に伴い、既存の「指導基準」及び「事務取扱要綱」は廃止しますが、浄化槽を設置する際に参考となる“手引き”を、制定する要綱の内容のほか、法令の規定も加えて別途作成します。



4 今後のスケジュール

令和8年2月 横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づく意見公募

令和8年4月 公募結果を踏まえて制定案を修正

令和8年6月 施行